

# 令和4年度台湾インバウンド誘客事業（台湾における三重県フェア展開事業） 業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和4年度台湾インバウンド誘客事業（台湾における三重県フェア展開事業）業務委託

## 2 事業主体

中部国際空港利用促進協議会

## 3 委託業務の目的

台湾で大勢の集客が期待できる百貨店等において、三重県の観光物産展を開催することで、県産品の認知度向上および販路開拓を支援するとともに、コロナ収束後の三重県への観光誘客を促進する。

## 4 契約期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

## 5 委託業務の内容

<台湾（台北市）における三重県フェアの企画運営>

### (1) 三重県フェアの企画運営

- ・大勢の集客が期待できる百貨店等において、三重県への集客を促進する観光ブースの設置や体験イベントを実施するとともに、三重県産品を販売するフェアを実施すること（出展事業者は、10者程度を想定）
- ・体験イベント等の内容は、県と調整のうえ決定すること
- ・フェアに必要な什器等を手配すること
- ・効果的な集客を行うため、フェア開催時に、消費者の購買意欲を高めるキャンペーン等を実施すること

### (2) 出品物の発送・保管等

- ・県が公募等により募った出展事業者の商品について、日本国内で一括して集積した後、台湾への輸送、フェア終了までの保管管理を行うこと
- ・フェア期間中に売れ残った商品について、可能な範囲で利活用の方法を検討すること

### (3) 販売支援員の手配

- ・出展事業者が渡航し、直接販売を行うことを想定しているが、日本語でコミュニケーションがとれる販売支援員を5名以上手配すること

### (4) フェアの周知等

- ・WEB、SNS、アプリや販促物（チラシ、ポスター）等の活用により、広く消費者に周知すること

(5) コロナ対策

- ・台湾当局が指定（推奨）する新型コロナウイルス感染防止対策を十分に実施すること

(6) フェア終了後の対応

- ・フェア開催の量販店において、継続的な販路の構築につなげられるよう、可能な範囲で調整に努めること

※記載のない事項については、県と協議のうえ決定することとする。

## 6 委託費及び経費等

委託料（上限額 2,996,202 円（消費税及び地方消費税を含む））の範囲内で当該事業を行うものとし、対象経費は本事業の実施に真に必要なもの（人件費、旅費、通信運搬費、プロモーション費、事務所および会場使用料、輸出コンテナの借り上げ料、輸出に関する手数料、消耗品費等）に限る。

## 7 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

## 8 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 9 委託料の支払い方法及び支払時期

委託料の支払は、本業務及び別途中部国際空港利用促進協議会（事務局：三重県庁海外誘客課）が発注を行う「令和4年度台湾インバウンド誘客事業（台湾観光事業者等に向けたB to B インバウンドセミナー）業務委託（仮称）」が完了し、履行確認が行われた後に行うものとする。

## 10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

## 11 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介

入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

## 12 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

## 13 その他、受託上の留意点

◇事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。

◇その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

◇受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

◇業務遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

◇契約締結権者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。

◇この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存すること。

◇本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとする。また、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があることに留意すること。

◇本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

◇新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、委託業務の内容に変更が生じる場合は、三重県と受注者が協議のうえ、委託料を減額する可能性があることに留意すること。

#### 14 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部県産品振興課 県産品販売促進班 担当 植村、菊本、中山

TEL 059-224-2336 FAX 059-224-3024

E-mail [export@pref.mie.lg.jp](mailto:export@pref.mie.lg.jp)